



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 告示

*1234	昭和58年和歌山県告示第805号(鳥獣保護区の設定)の一部改正	(環境生活総務課)	1
*1235	昭和58年和歌山県告示第806号(鳥獣保護区の設定等)の一部改正	(")	2
*1236	昭和58年和歌山県告示第855号(鳥獣保護区の設定)の一部改正	(")	2
*1237	昭和63年和歌山県告示第708号(鳥獣保護区の設定)の一部改正	(")	3
*1238	特定猟具使用禁止区域の指定	(")	3

告 示

和歌山県告示第1234号

昭和58年和歌山県告示第805号(鳥獣保護区の設定)の一部を次のように改正し、令和5年11月1日から適用する。

令和5年10月31日

和歌山県知事 岸 本 周 平

本文中「同法第28条第9項」を「同条第9項の規定により読み替えて準用する同法第15条第2項」に改め、第1項第2号中「県道新和歌浦梅原海岸通り」を「県道新和歌浦梅原線(海岸通り)」に、「市道塩屋水軒線」を「県道和歌山橋本線」に、「同市道を東進し国道42号」を「同県道を東進し国道42号」に改め、同項第3号及び第4号を次のように改める。

(3) 存続期間

令和5年11月1日から令和15年10月31日まで

(4) 鳥獣保護区の保護に関する指針

県職員及び鳥獣保護管理員が、和歌山市の協力を得て、定期的に巡視を実施することにより、静穏な環境の保持及び違法捕獲の未然防止を図り、鳥獣の生息に著しい影響を及ぼすことがないよう留意する。

第2項第3号及び第4号を次のように改める。

(3) 存続期間

令和5年11月1日から令和15年10月31日まで

(4) 鳥獣保護区の保護に関する指針

県職員及び鳥獣保護管理員が、和歌山市の協力を得て、定期的に巡視を実施することにより、静穏な環境の保持及び違法捕獲の未然防止を図り、鳥獣の生息に著しい影響を及ぼすことがないよう留意する。

第3項第3号及び第4号を次のように改める。

(3) 存続期間

令和5年11月1日から令和15年10月31日まで

(4) 鳥獣保護区の保護に関する指針

県職員及び鳥獣保護管理員が、岩出市の協力を得て、定期的に巡視を実施することにより、静穏な環境の保持及び違法捕獲の未然防止を図り、鳥獣の生息に著しい影響を及ぼすことがないよう留意し、自然とのふれあいの場又は鳥獣の観察等を通じた環境教育の場の確保に努める。

第4項第3号及び第4号を次のように改める。

(3) 存続期間

令和5年11月1日から令和15年10月31日まで

(4) 鳥獣保護区の保護に関する指針

県職員及び鳥獣保護管理員が、かつらぎ町の協力を得て、定期的に巡視を実施することにより、静穏な環境の保持及び違法捕獲の未然防止を図り、鳥獣の生息に著しい影響を及ぼすことがないよう留意し、自然とのふれあいの場又は鳥獣の観察等を通じた環境教育の場の確保に努める。

第5項第3号及び第4号を次のように改める。

(3) 存続期間

令和5年11月1日から令和15年10月31日まで

(4) 鳥獣保護区の保護に関する指針

県職員及び鳥獣保護管理員が、由良町の協力を得て、定期的に巡視を実施することにより、集団渡来地としての環境の保持及び違法捕獲の未然防止を図り、鳥獣の生息に著しい影響を及ぼすことがないよう留意する。

和歌山県告示第1235号

昭和58年和歌山県告示第806号（鳥獣保護区の設定等）の一部を次のように改正し、令和5年11月1日から適用する。

令和5年10月31日

和歌山県知事 岸 本周 平

本文中「同法第28条第9項」を「同条第9項の規定により読み替えて準用する同法第15条第2項」に改め、第1項第3号及び第4号を次のように改める。

(3) 存続期間

令和5年11月1日から令和15年10月31日まで

(4) 鳥獣保護区の保護に関する指針

県職員及び鳥獣保護管理員が、有田川町の協力を得て、定期的に巡視を実施することにより、静穏な環境の保持及び違法捕獲の未然防止を図り、鳥獣の生息に著しい影響を及ぼすことがないよう留意し、自然とのふれあいの場又は鳥獣の観察等を通じた環境教育の場の確保に努める。

第2項第3号及び第4号を次のように改める。

(3) 存続期間

令和5年11月1日から令和15年10月31日まで

(4) 鳥獣保護区の保護に関する指針

県職員及び鳥獣保護管理員が、美浜町、日高町及び由良町の協力を得て、定期的に巡視を実施することにより、集団繁殖地としての安定的な環境の保持及び違法捕獲の未然防止を図り、鳥獣の生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。

第3項第3号及び第4号を次のように改める。

(3) 存続期間

令和5年11月1日から令和15年10月31日まで

(4) 鳥獣保護区の保護に関する指針

県職員及び鳥獣保護管理員が、日高川町の協力を得て、定期的に巡視を実施することにより、静穏な環境の保持及び違法捕獲の未然防止を図り、鳥獣の生息に著しい影響を及ぼすことがないよう留意し、自然とのふれあいの場又は鳥獣の観察等を通じた環境教育の場の確保に努める。

和歌山県告示第1236号

昭和58年和歌山県告示第855号（鳥獣保護区の設定）の一部を次のように改正し、令和5年11月1日から適用する。

令和5年10月31日

和歌山県知事 岸 本周平

本文中「同法第28条第9項」を「同条第9項の規定により読み替えて準用する同法第15条第2項」に改め、第1項第3号及び第4号を次のように改める。

(3) 存続期間

令和5年11月1日から令和15年10月31日まで

(4) 鳥獣保護区の保護に関する指針

県職員及び鳥獣保護管理員が、美浜町の協力を得て、定期的に巡視を実施することにより、静穏な環境の保持及び違法捕獲の未然防止を図り、鳥獣の生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。

第2項第3号及び第4号を次のように改める。

(3) 存続期間

令和5年11月1日から令和15年10月31日まで

(4) 鳥獣保護区の保護に関する指針

県職員及び鳥獣保護管理員が日高川町の協力を得て、定期的に巡視を実施することにより、静穏な環境の保持及び違法捕獲の未然防止を図り、鳥獣の生息に著しい影響を及ぼすことがないよう留意する。

第3項を削り、第4項第2号中「県道泉佐野岩出線と」を「市道根来川尻線と」に、「紀ノ川」を「紀の川」に、「県道泉佐野岩出線を」を「同県道を北進し市道根来川尻線との交点に至り、同所から同市道を」に改め、同項第3号及び第4号を次のように改め、同項を第3項とする。

(3) 存続期間

令和5年11月1日から令和15年10月31日まで

(4) 鳥獣保護区の保護に関する指針

県職員及び鳥獣保護管理員が、岩出市の協力を得て、定期的に巡視を実施することにより、静穏な環境の保持及び違法捕獲の未然防止を図り、鳥獣の生息に著しい影響を及ぼすことがないよう留意し、自然とのふれあいの場又は鳥獣の観察等を通じた環境教育の場の確保に努める。

和歌山県告示第1237号

昭和63年和歌山県告示第708号（鳥獣保護区の設定）の一部を次のように改正し、令和5年11月1日から適用する。

令和5年10月31日

和歌山県知事 岸 本周平

本文中「同法第28条第9項」を「同条第9項の規定により読み替えて準用する同法第15条第2項」に改め、第1項第3号から第5号までを削り、同項第2号の次に次の2号を加える。

(3) 存続期間

令和5年11月1日から令和15年10月31日まで

(4) 鳥獣保護区の保護に関する指針

県職員及び鳥獣保護管理員が、新宮市の協力を得て、定期的に巡視を実施することにより、静穏な環境の保持及び違法捕獲の未然防止を図り、鳥獣の生息に著しい影響を及ぼすことがないよう留意し、自然とのふれあいの場又は鳥獣の観察等を通じた環境教育の場の確保に努める。

和歌山県告示第1238号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定に基づき、特定猟具使用禁止区域を指定する。

令和5年10月31日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 銚子の口特定猟具使用禁止区域

(1) 名称

銚子の口特定猟具使用禁止区域

(2) 区域

紀の川市貴志川町岸小野地内の愛宕橋西詰を起点として、同所から県道垣内貴志川線を西進し山田橋を経て、人工林と果樹園地との境界の谷に至り、同所から谷沿いに北進し我田我田池西側を経て同池北西部の谷沿いに北進し尾根に至り、同所から同尾根を北進し高尾山山頂に至り、同所から北東に尾根を進み堂ヶ谷池堤に至り、同所から同池北部を経て谷沿いに進み同市貴志川町岸小野と同市貴志川町北との境界の尾根に至り、同所から尾根沿いに北進し愛宕山山頂に至り、同山頂から愛宕峠に向かって北進し市道稲葉銚子ノ口線に至り、同所から同市道を南進し県道垣内貴志川線に至り、同所から同県道を西進し起点に至る線に囲まれた区域

(3) 存続期間

令和5年11月1日から令和15年10月31日まで

(4) 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

2 吉原特定猟具使用禁止区域

(1) 名称

吉原特定猟具使用禁止区域

(2) 区域

有田郡有田川町大字吉原地内の国道424号の谷崎橋北詰を起点として、同所から七神谷川を上流に進み町道神戸新村山線との交点に至り、同所から同町道を北進し県道吉原湯浅線との交点に至り、同所から同県道を北西に進み同町大字徳田との大字界に至り、同所から同大字界を北東に進み有田川堤防に至り、同所から同堤防を上流に進み起点に至る線に囲まれた区域

(3) 存続期間

令和5年11月1日から令和15年10月31日まで

(4) 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

3 日高川特定猟具使用禁止区域

(1) 名称

日高川特定猟具使用禁止区域

(2) 区域

日高川河口右岸南端を起点とし、同所から日高川河川境界線及び市道御坊港線を上流に進み天田橋北詰に至り、同所から県道御坊停車場線を上流に900メートル進み、同地点から河川敷内の工場敷地と隣接地との境界線に沿って上流に進み内堤防に至り、同所から同堤防及び同堤防から続く同川河川境界線を上流に進み町道和佐土生線との交点に至り、同所から同町道を上流に進み再度同川右岸堤防に至り、同所から同堤防を上流に進み入野橋に至り、同橋を南東に進んで同川左岸堤防に至り、同所から同堤防を下流に進み江川河口との交点に至り、同所から西進し県道日高印南線に至り、同県道を下流に進み日高川左岸堤防との交点に至り、同所から同堤防を下流に進み野口新橋東詰に至り、同所から同川河川境界線を下流に進み天田橋南詰に至り、同所から同川左岸河口堤防を下流に進み国道42号に至り、同所から同国道を南進し北浜橋に至り、同所から海岸線を北進し起点に至る線に囲まれた区

域

(3) 存続期間

令和5年11月1日から令和15年10月31日まで

(4) 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

4 寺池特定猟具使用禁止区域

(1) 名称

寺池特定猟具使用禁止区域

(2) 区域

御坊市名田町上野地内の小池の最北点を起点とし、同所から真方位98° 30' 00" の延長線と市道上野寺山線との交点に至り、同所から同市道を南西に進み国道42号との交点に至り、同所から同国道を寺池西岸と寺池南岸との交点から真方位229° 30' 00" の延長線との交点まで北西に進み、同所から寺池西岸と寺池南岸との交点に至り、同所から寺池西岸を北進し寺池北岸に至り、同所から寺池北岸を東進し小池西岸の延長線との交点に至り、同所から同線に沿って北進し小池西岸を経て起点に至る線に囲まれた区域

(3) 存続期間

令和5年11月1日から令和15年10月31日まで

(4) 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

5 東特定猟具使用禁止区域

(1) 名称

東特定猟具使用禁止区域

(2) 区域

田辺市龍神村東地内の市道栃久保上の碓線高橋西詰を起点として、同所から国道371号を北進し丹生川右岸の椿谷と同国道との交点に至り、同所から同国道に対し直角に東進し丹生川左岸河川境界線に至り、同所から同境界線を下流に進み、同市龍神村東地内の折川用水路延長線との交点に至り、同所から折川用水路を経て同用水路の集水枡に至り、同所から人工林と農地との境界を南進し市道五領川口線(1号)の墓地前に至り、同所から同市道を南進し市道丹生平下村線との交点に至り、同所から井谷に沿って西進し日高川左岸河川境界線との交点に至り、同所から境界線を上流に進み同市龍神村東と同市龍神村西との境界に至り、同所から同境界を東進し国道371号との交点に至り、同所から同国道を南進し起点に至る線に囲まれた区域

(3) 存続期間

令和5年11月1日から令和15年10月31日まで

(4) 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

6 枯木灘特定猟具使用禁止区域

(1) 名称

枯木灘特定猟具使用禁止区域

(2) 区域

西牟婁郡すさみ町江住地内の通称スリ谷(同町見老津と同町江住との境界)と海岸との交点を起点として、同所からスリ谷に沿って北進し国道42号に至り、同所から同国道を東進しすさみ町と串本町との町界に至り、同所から同町界に沿って南進し海岸に至り、同所から海岸線に沿って西進し起点に至る線に囲まれた区域

(3) 存続期間

令和5年11月1日から令和15年10月31日まで

- (4) 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

7 古座特定猟具使用禁止区域

- (1) 名称

古座特定猟具使用禁止区域

- (2) 区域

東牟婁郡串本町田原地内の八幡橋西詰を起点として、同所から南南東に進み森戸崎に至り、同所から西南西に進み九龍島に至り、同所から西南西に進み旧古座町と旧串本町との境界と国道42号との交点に至り、同所から同国道を北東に進み県道すさみ古座線との交差点に至り、同所から県道すさみ古座線を北西に進み河内橋東詰に至り、同所から県道田原古座線を南東に進み古座大橋東詰に至り、同所から国道42号を北東に進み起点に至る線に囲まれた区域

- (3) 存続期間

令和5年11月1日から令和15年10月31日まで

- (4) 禁止に係る特定猟具の種類

銃器